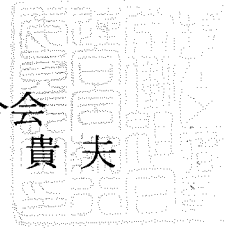


2021年11月8日

特別区長会
会長 山崎孝明様

特別区職員労働組合連合会
執行委員長 吉川貴夫



「定年引上げに係る人事・給与制度の改正について」に係る要求書

日頃から、特別区職員の賃金・労働条件向上にご尽力いただいていることに敬意を表します。

10月26日の団体交渉において提案されました、「定年引上げに係る人事・給与制度の改正について(案)」に対し、3課題14項目の要求をとりまとめました。

定年引上げ等に関わっては、賃金水準を中心に要求項目をまとめて、10月26日に要求書を提出しておりますので、引き続きの協議を行い、その実現を図ることを、改めて求めるものです。

一方で、管理職選考制度の改正については、これまでの選考の在り方を一変させる提案内容です。

管理職選考への指名制導入では、安心して昇任するために、選考にあたっての本人事情を反映する仕組みと十分な育成期間の確保、23区共通の充実した研修を行うことが必要です。

また、管理職の質・量の安定的確保には指名制を導入するだけで解決する課題ではなく、管理職の候補となる課長補佐はもちろん、係長、主任の層を厚くする具体的な方策や計画なくして、その実効性は担保されません。

特区連は、60歳超の雇用の保障と生活できる賃金水準の確保、雇用と年金の確実な接続のために、特別区の事情と条件に相応しい定年制度の構築を求めます。高齢期職員が次世代への継承も含めて、その能力を発揮でき、同時に特別区職員が不安なく昇任できる制度を構築し、職層構成比の適正化が図られ、組織全体の活力が維持できるよう、職場に浸透するための討議期間を含む十分な交渉期間をとっていただき、私たちの主張を受け止めた回答をされることを求めるものです。

記

1. 管理職選考制度について

- (1) 「選考方法」に「自己申告書」を加え、書面をもって、本人事情を確認すること。
- (2) 「管理職昇任前における育成の充実・強化」のために、「管理職昇任前における育成期間」を全区で統一し、十分確保すること。具体的には、合格発表日を23区統一とし、現行Ⅱ類よりも育成期間が長くとれるよう、日程を設定すること。また、特別区共同研修の具体的な拡充の方向を示すこと。
- (3) 受験資格を「課長補佐2年以上 60歳未満」としているが、課長職を1年担うだけで給与処遇が格段に引き上がることから、恣意的任用が懸念される。少なくとも「59歳未満」とすること。

2. 人事制度運用の改善へ向けて

- (1) 特別区における管理職の確実な拡大を実現するために、
 - ①管理職の拡大へ向けて、特別区としての管理職需要数の基本的な考え方を確立すること。
 - ②再任用管理職及び兼務の解消へ向けて、目標とする年次を設定すること。
- (2) 課長補佐職の拡大へ向けて、行政系人事制度改正時の「新しい『主査』」設置と同様に、課長補佐職ポストの具体的な考え方（配置例の明示）等を確立すること。

その際、3級係長の職務・職責負担の軽減に結び付ける方向を基本とし、出張所長・保育園長などの施設長や一定規模以上の係の長を課長補佐職の配置先とすること。
- (3) 3級係長職について、「新たな主査」を積極的に活用し、他団体なみの構成比とすること。当面速やかに、行政系人事制度改正前の旧4級職構成割合に戻すよう各区に対して徹底を図ること。
- (4) 主任職昇任選考種別Cの特例及び係長職昇任能力実証種別Bの特例について、2023年度以降も継続すること。

- (5) 主任職昇任選考種別 B・C 及び係長職昇任能力実証種別 B については、当該選考の設置趣旨を各区に徹底するとともに、合否判定にあたって、豊富な実務経験の要素を高めて、「長期選考」としての機能を確立すること。
- (6) 主任職昇任選考種別 C の受験資格の上限年齢について、「当分の間」を削除し、58 歳未満とすること。
- (7) 主任職の「係長職への昇任を前提とした『係長職を補佐する職』」の位置づけについて、現行の主任職昇任選考受験資格年齢との整合性を踏まえて、「係長職への昇任を前提とした」を削除すること。
- (8) 主任は、組織上の必要数に応じて算出して設置すべき職という実態にはないことを踏まえて、定数管理を行わないこととし、昇任率を各区において労使協議すること。
- (9) 課長補佐職、3 級係長職、主任職を増やすための具体的な年次計画を策定すること。同時に、最高号給適用者を解消するための年次計画もたてること。

3. その他

- (1) 職員労働組合の弱体化を意図して、組合役員を一方向的に管理職に任用することで執行体制に欠員を生じさせるような不当労働行為が起こらないよう全区において統一的な対応を図ること。
- (2) 定年引上げ及び再任用制度に関わる要求については、10 月 26 日提出の「2021 年度賃金確定要求書」の事項を実現すること。